

提案書作成要領

本募集における提案書作成要領は、次のとおり。

1 件名

令和 8 年度横浜市再エネ連携協定に係る再エネツアー支援制度構築事業

2 業務の内容

詳細については「令和 8 年度横浜市再エネ連携協定に係る再エネツアー支援制度構築事業協働事業者の選定に係る募集要項」のとおり。

3 参加資格

次のすべてに該当する法人格を有する団体とする。

- (1) 旅行業法の第一種旅行業務または第二種旅行業務に登録していること。
- (2) 横浜市市民協働条例に基づく協働契約を締結できる者であること。
- (3) 締結した協働契約及び関係法令等を遵守できる者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 号の 4 の規程に該当していない者であること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者でないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申出がなされている者（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めた者を除く。）でないこと。
- (8) 個人情報の適正管理、情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を講じていること。
- (9) 本人または団体の代表者及び構成員が、暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行う者でないこと。
- (10) 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (11) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

4 スケジュール

公募開始から事業終了までのスケジュールは、次のとおりとする。

表1 スケジュール（予定）

日程	内容
令和8年8月17日	公募開始
令和8年8月24日	参加意向申出書の提出期限 質問書の提出期限
令和8年8月26日	提案資格確認結果の通知及び提案関係書類提出要請書の交付 質問書に対する回答の送付
令和8年9月8日	提案書提出期限
令和8年9月中旬	ヒアリングの実施 評価委員会の実施
令和8年9月中～下旬	結果通知書の送付、結果公表
令和8年10月上旬以降	協働契約の締結、事業の実施
令和9年3月31日	事業の終了

5 参加に係る手続き

(1) 参加意向申出書の提出

本募集に参加意向のある事業者は、別紙6「提出様式」の参加意向申出書（様式1）及び誓約書（様式2）を提出すること。

ア 提出期限

令和8年8月24日（月） 午後5時（必着）

イ 提出方法

電子メール又は持参

※電子メールの場合は、送信後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。また、押印済の誓約書については、後日郵送で原本を提出すること。

※持参の場合は、事前に電話連絡の上、平日午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間に、脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課（横浜市庁舎30階）において、担当に手渡しすること。

ウ 提出部数

1部

エ 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎30階）

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課

担当：安室、木幡

TEL：045-671-4155

E-mail：da-saiene@city.yokohama.lg.jp

(2) 提案資格確認結果の通知及び提案関係書類提出要請書の交付

参加意向申出書が提出されたものについて、提案者の資格を満たすかを確認し、参加意向の申出者全員に対して、横浜市から提案資格確認結果通知書を送付する。併せて、提案資格を満たす者であることを確認した全員に提案関係書類提出要請書を交付する。

ア 通知日・通知方法

令和 8 年 8 月 26 日(水) 午後 5 時までに電子メールで送付

イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた事業者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができる。なお書面は横浜市が通知を送付した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。横浜市は上記書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 質問書の提出

本要領等の内容について質問のある場合は、次により別紙 6 の質問書(様式 3)を提出すること。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全員に通知する。なお、提案資格を満たす事業者からの質問のみに回答する。質問がない場合は、質問書の提出は不要。

(1) 提出期限

令和 8 年 8 月 24 日(月) 午後 5 時まで(必着)

(2) 提出方法

電子メール

※送信後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。

(3) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10(市庁舎 30 階)

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課

担当：安室、木幡

TEL：045-671-4155

E-mail：da-saiene@city.yokohama.lg.jp

(4) 横浜市からの回答日及び方法

令和 8 年 8 月 26 日(水) 午後 5 時までに電子メールで回答

7 提案書の提出

(1) 提案書の内容

提案書の作成にあたっては「令和 8 年横浜市再エネ連携協定に係る再エネツアー支援制度構築事業協働事業者の選定に係る募集要項」の内容を踏まえ、別紙 6 の様式 4 表紙、様式 4～8 及び参考見積書に次の内容を記載すること。記入枠の大きさは必要に応じて変え、必要に応じてページ番号を記載すること。

ア 提案書(様式 4 表紙)

イ 提案内容（様式４）

本協働事業で想定するモデルツアーの内容の提案及び横浜市による支援制度構築に向け必要な検討事項等の提案を行うこと。

なお、提案には、次の（ア）から（エ）までの内容を必須事項として含めること。

（ア）実施方針

提案の基本方針・概要等を記載すること。

（イ）実施内容

- i 横浜市と再生可能エネルギーに係る連携協定を締結している自治体の中からツアー実施先自治体を選定し、行程と合わせて提案すること。
- ii 参加者に対する再エネに関する啓発内容を示すこと。
- iii 実施先自治体等ツアーの行程案については複数提示することができる。その場合は、各行程案に応じて後述の実施遂行体制（様式５）や参考見積も複数提示すること。

（ウ）集客方法

具体的な集客方法や手段を示すこと。

（エ）支援制度

横浜市による再エネ連携協定ツアー支援制度の構築に向けた提案を示すこと。

ウ 実施遂行体制（様式５）

本協働事業の実施体制を記載すること。なお、次の（ア）及び（イ）を必須事項として含めること。

（ア）事業遂行体制

ツアーの企画・運営、支援制度検討等の各業務における業務遂行体制を記載すること。

（イ）事業スケジュール

エ 類似業務履行実績概要（様式６）

当該類似業務の契約書等、実施されたことが証明できる資料を添付すること。

オ ワークライフバランス及び脱炭素・SDGs 等に関する取組（様式７）

様式７に記載されている項目について、該当する□にレ点を入れ、該当することを証明できる書類を添付すること。

カ 提案書の開示に係る意向申出書（様式８）

提案書の内容に対して開示請求があった場合の取扱いについて、意向を申し出ること。

キ 参考見積書（様式自由）

本事業における参考見積について、横浜市と事業者の負担額を区別して記載した見積書を提出すること。なお、横浜市の負担額の上限額は4,000,000円とし、協働契約の趣旨を踏まえ、横浜市と協働事業者の負担割合のバランスに留意すること。また、民間事業者主導の展開を見据えたモデルツアーであることを踏まえ、参加者一人当たりの参加費が、一般のツアーと比較して過度に安価とならないよう留意すること。

ク 用紙の大きさは原則 A4 縦版とすること。

ケ 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意すること。

（ア）提案は文書で簡潔に記載すること。

（イ）文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の活用は可とする。

(ウ) 文字は注記等を除き原則として 10 ポイント以上の大きさとする。

(エ) 多色刷りは可とするが、見易さに配慮すること。

(オ) 様式 4 ～ 7 について、1 ページに収まらない場合は、複数ページにわたることも可とする。

(2) 提出期限

令和 8 年 9 月 8 日 (火) 午後 5 時まで (必着)

(3) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、次の提出先まで直接持参又は郵送 (一般書留、簡易書留又は特定記録) すること。また、(4) の電子データについては電子メールで提出すること。

(4) 提出書類及び部数

別紙 6 (様式 4 表紙、様式 4 ～ 8、参考見積書) の提案書類 6 部及び電子データ (PDF 形式)

(5) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 (市庁舎 30 階)

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課

担当：安室、木幡

TEL：045-671-4155

E-mail：da-saiene@city.yokohama.lg.jp

(6) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しない。

イ 提案書の提出後、横浜市の判断により補足資料を求めることがある。

ウ 提出された書類は、返却しない。

エ 提案内容の変更は認められない。

8 評価基準

別紙 5 の「評価基準」のとおり。

9 提案に関するヒアリング

評価委員会において、下記のとおり提案書の内容についてヒアリングを行う。

(1) 実施日時 令和 8 年 9 月中旬

(2) 実施場所 横浜市役所 (予定)

(3) 出席者 総括責任者を含む 3 名以下とすること。

(4) その他

ア 時間等詳細については、参加者あてに別途通知する。

イ 提案書を基に、口頭で発表を行うこと。

ウ 参加者が 5 者以上の場合には、提案書にて書類選考を行い、最大 4 者を対象にヒアリングを行う。書類選考の結果については、提案書提出者全員に書類選考の結果通知書を電子メールにて送付する。書類選考で選定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、横浜市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所開庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに提案書提出先まで提出しなければならない。横浜市は上記の

書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

エ 書類選考は、ヒアリングと同じ評価基準を用いて評価を行う。

10 提案に係る審議

提案書の評価及び選定に関する審議は、次に示す委員会で行う。

表 2 評価委員会の構成

名称	令和 8 年度横浜市再エネ連携協定に係る再エネツアー支援制度構築事業評価委員会
所掌事務	・ 提案書の評価 ・ 評価の視点、評価項目の確認 ・ 評価の集計 ・ ヒアリング
委員長	脱炭素・GREEN×EXPO推進局戦略企画部戦略企画課長
副委員長	脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素マネジメント課長
委員構成	脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素ライフスタイル推進課長 脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素社会移行推進部循環型社会推進課SDGs未来都市推進担当課長 にぎわいスポーツ文化局観光MICE振興部観光MICE振興課担当課長

※委員長に事故等があり、欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

※評価委員会は、委員の 5 分の 4 以上出席が無ければ開くことができない。

11 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、協働事業者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

(1) 通知日

令和 8 年 9 月中～下旬頃に行う。

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案事業者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、横浜市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに提案書提出先までに提出しなければならない。

横浜市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

12 提案書の取扱い

(1) 提出された提案書は、提案の選定以外に提出者に無断で使用しない。

(2) 提出された提案書については、他の者に知られることのないように取り扱う。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがある。

(3) 提出された書類は、協働事業者の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

- (4) 提案書の作成のために横浜市において作成された資料は、横浜市の了解なく公表、使用することはできない。

13 手続きにおける注意事項

- (1) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (2) 特定された提案書を提出した提案者とは、後日、要請書及び特定された提案書等に基づき、横浜市民協働条例第 12 条における協働契約書（負担金型）を作成・締結する。
- (3) 参加意向申出書の提出期限以後又は参加資格確認結果の通知日以後、協働契約の締結日までの期間中に参加資格を満たさなくなった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。また、協働事業者として特定されている場合は、次点候補者と手続を行う。

14 無効となる提案

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本提案に関して評価委員会の委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の可否
 - 要する。